

田原本町立東小学校 いじめ防止基本方針

(最終改訂 令和7年8月)

はじめに (学校の方針について)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害するだけでなく、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に危険を生じさせるおそれがあるものである。

このことから、本校では、全ての教職員が、いじめは重大な人権問題であり、絶対に許されない行為であるとの認識のもと、学校教育全体を通して、児童一人一人に「いじめを決して行わない」「いじめを決して許さない」という認識と、それを実践することのできる資質を養い、「いじめのない学校」づくりを目指すものである。

そのために、教職員一人一人が、いじめの問題への理解を深め、常に対応力を向上させるよう研鑽するとともに、組織的に取組を進めることにより、学校生活の中で、児童が安心でき、自己肯定感や充実感を感じられる環境づくりに努める。

1 いじめの問題に関する基本的な考え方

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」ことから、学校・家庭・地域が一体となり、常に連携を図りながら継続的な取組を行うことが必要である。

(1) いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(「いじめ防止対策推進法」 第2条1)

(2) いじめの認知に関する考え方

- いじめは決して許されない重大な人権侵害である。
- いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。
- いじめの加害児童・被害児童は入れ替わることが起こりうる。加害者や被害者になりそうな児童を発見・予見して対応しようとするのではなく、常に児童全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行う。
- けんかやふざけあいと見えるものの中にもいじめがあると考え、積極的な認知にあたる。
- 「ささいな事」と判断せず、いじめを見逃さない。
- 平素から家庭・地域・関係機関等と連携を密にし、取組を進める。

2 いじめ防止のための体制

(1) いじめの防止等のための組織（「いじめ防止対策推進法」第22条）

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、管理職及び複数の教員等からなる組織を別に定める。【別紙1】

(2) いじめ防止等に係る年間計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。年間計画の作成にあたっては、児童への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。【別紙2】

3 いじめの問題への取組

組織対応・いじめの防止等の取組を別に定める。【別紙1】【別紙2】

(1) いじめの防止

いじめの問題への取組は、多くの児童等が被害者にはもちろん、加害者にもなった体験があるという事実から出発することが重要であり、早期発見・早期対応の取組や、加害者・被害者を特定したり予見したりしようとする取組の限界を理解し、未然防止に取り組む。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人がいじめと判断しにくい形で行われたりすることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って早い段階から関わり、積極的に認知する。

(3) いじめへの対処

いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的対応を行う。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。

※学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。（「いじめ対策推進法」第23条6）

(4) いじめ解消の要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為が少なくとも3か月以上継続して止んでいること。
- ② 被害児童および保護者に面談等で確認の上、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

(5) 再発防止

いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、再発する可能性が十分有り得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

4 重大事態への対処

児童等の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのあると認めるときは、速やかに町教育委員会に報告を行うとともに、いじめ対策委員会や町教育委員会による調査を早急に行い、関係機関と連携しながら対応にあたる。

なお、事態によっては、町及び町教育委員会が重大事態調査のために設置する組織に協力し、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂・文部科学省）」により適切に対応する。

5 その他

情報共有・組織対応のため、重大事態発生時の初動対応のためにも、平時よりいじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施する必要から、本基本方針が効果的に機能しているかについて、いじめ対策委員会において点検し、必要に応じて見直しを行う。

6 なら子ども見守りシステム（奈良県気付き見守りアプリ）導入について

[趣旨]

平成25年にいじめ防止対策推進法が施行されて以降、本県においてはいじめの積極的認知を進め、いじめの認知件数は増加傾向にある。各学校においては、いじめの積極的認知と併せていじめの解消に向けた取組が進められているが、未だにいじめを背景とする深刻な事態の発生は後を絶たない。そこで、県教育委員会は、毎年実施しているいじめに関するアンケート等と併せて、奈良県いじめ対策連絡協議会会長代理である大阪教育大学戸田教授とともに、県教育委員会の「いじめ早期発見・早期対応マニュアル」をもとに、いじめの兆候と考えられる子どもの様子17項目を3水準に整理し、継続的な観察から気になる子どもの様子を教員間で共有できるWEBアプリケーションを開発し、子どもを見守ることができるよう、「奈良県いじめに気付き子どもを見守るためのシステム」（以下、「なら子ども見守りシステム」という。）を構築する。いじめの未然防止、早期発見・早期対応に資するよう、「なら子ども見守りシステム」を各学校で運営することにより、さらに丁寧に子どもを見守る取組を進めていく。

〈奈良県いじめに気付き子どもを見守るためのシステム（なら子ども見守りシステム）運営要領より〉

[運営方法について]

日々の児童の様子からいじめのサインを積極的に把握し、継続的にWEBアプリケーションに記録することにより、いじめの未然防止、早期発見・早期対応につなげるとともに、児童の些細な変化に気付き見守りにつなげる。

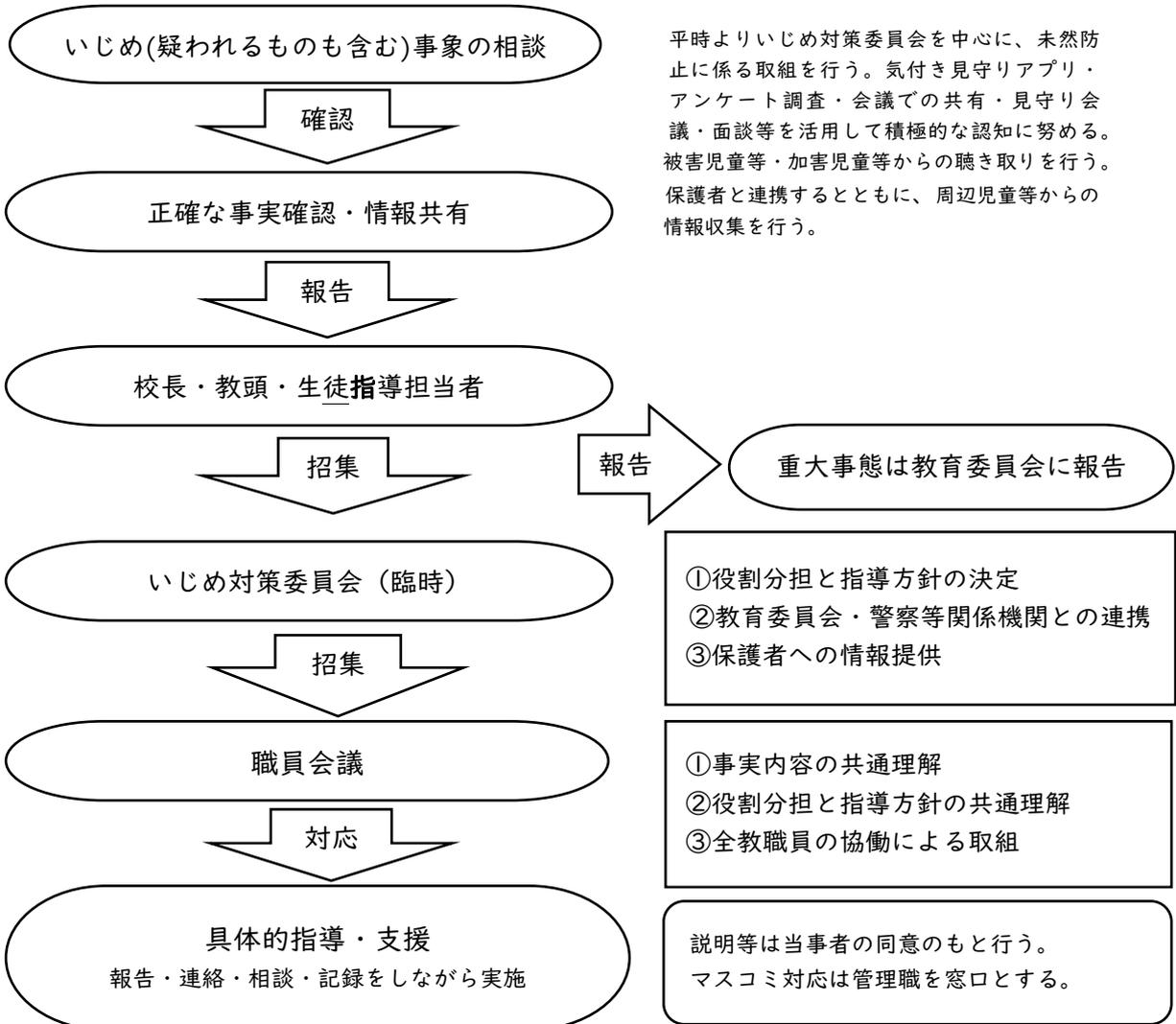
いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

校長・教頭・養護（教育相談コーディネーター）・生徒指導担当・人権教育担当・
該当児童担任 ※必要に応じて、SC、SSW、警察OB等

○学校におけるいじめの防止、早期発見及び対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行う中核となる常設の組織を設置する。

○委員会を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・記録を確実にし、学校全体でいじめ対策を行う。

対応の流れ



○被害者への支援・加害者への指導・関係児童への指導支援

○再発防止のための保護者・地域・関係機関と連携した見守り・教育委員会への報告

東小学校いじめ防止等に係る年間計画(プログラム)

【別紙2】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
会議・研修等	<ul style="list-style-type: none"> 学校いじめ防止組織の立ち上げ 学期はじめの周知 相談窓口等の周知(随時) いじめ対策委員会(定期・臨時) 不登校ケース会議(每学期及び臨時に開催) 終礼時における情報共有(毎週水・金) 				<ul style="list-style-type: none"> 校内研修(人権) 見守り会議 						<ul style="list-style-type: none"> 学校いじめ基本方針等見直し 評価検討委員会 → 結果の周知 実態交流 		
	<p style="text-align: center;">学校いじめ防止基本方針が機能しているか、PDCAサイクルによる検証</p>												
未然防止	<p style="text-align: center;">学級づくり・なかまづくり・縦割り活動・学校行事や様々な体験活動・道徳教育等の充実・分かる授業の実践</p>												
	<p style="text-align: center;">学級会活動・重点目標(あいさつ・返事・話を聴く・友だちを大切にすること)など、一年間を通して行う活動</p>												
		心をつなぐ集会(友だちを知る)		学校運営協議会			学校運営協議会		心をつなぐ集会(平和学習)		学校運営協議会		
									人権の花植え(人権標語)				
							法務少年支援センター法教育(3・4年)		法務少年支援センター法教育(1・2年)				
							郡人教人権作文				スマホ・ネット安全教室(5・6年)		
											心をつなぐ集会(作文発表)		
早期発見	<p style="text-align: center;">日常的な児童の観察・教職員間での情報交換(スプレッドシート・気付き見守りアプリの活用)</p> <p style="text-align: center;">・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携</p>												
	家庭訪問		個人懇談 いじめアンケート 心と生活等のアンケート①					学級懇談会 心と生活等のアンケート②			個人懇談(希望者) 心と生活等のアンケート③		
											人権を確かめ合うアンケート		